

認知症対応型通所介護重要事項説明書 (令和6年10月1日現在)

1 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になったお客様に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、お客様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	老人デイサービスセンター パレ・フローラ
指定番号	1374800280
所在地	東久留米市下里4-2-50
管理者の氏名	寺田 緑
電話番号・FAX番号	TEL 042-472-0640 / FAX 042-474-2100
サービスを提供する地域	東久留米市

(2) 事業所の従業者体制

	業務内容	常 勤	非常勤	計
管理者	業務及び職員の指導	1名 (兼務)		1名
生活相談員	生活相談及び指導	3名 (1名兼務)		3名
看護師・准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名 (兼務)	2名 (兼務)	3名
介護職員	認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供	1名	1名	2名
機能訓練指導員 (作業療法士看護師)	身体機能の向上・健康維持のための指導	2名 (兼務)	2名 (兼務)	4名

(3) 営業時間帯

営業日	営業時間帯	サービス提供時間
月曜日～土曜日	8時30分から 午後5時30分	9時00分から午後5時00分
ただし、日曜日及び1月1日から1月3日までを除く。		

(4) 利用定員 12名

(5) 設備の概要

相談室	1	静養室	1
送迎車	5台	食堂兼ダイニング (通称「ひだまり」)	135.2㎡
浴室	一般浴槽・特殊浴槽		

3 サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅の間を行います。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

- (2) 食事：お客様に合った食事を提供します。
- (3) 入浴：見守りや直接介助により、入浴を提供します。
- (4) 機能訓練

個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

- ① 併施設において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄：随時排泄介助をいたします。（オムツ利用の方は持参ください）

4 利用料金

(1) 利用料：【別紙のとおり】 ※オムツについては現物持参

(2) キャンセル料

お客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

①ご利用日の前営業日午後5時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の当日にご連絡いただいた場合	昼食代相当 (別紙料金表のとおり)

(3) 利用料金の支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収証を発行します。
お支払方法は、銀行口座振込、口座引落、現金集金の3通りの中からご契約の際に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いします。
サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び認知症対応型通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 介護予防サービス支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
・お客様が介護保険施設等に入所した場合
・介護保険新予防給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援状態と認定された場合
・お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他
・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または、お客様やご家族などが当事業所や当法人の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき年12回お客様及び従業者等の訓練を行います。

7 緊急時の対応

サービス提供時にお客様の病状が急変した場合などには、速やかに主治医等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得たお客様又はそのご家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

10 お客様の尊厳

お客様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11 身体拘束の禁止

原則として、お客様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にお客様及びその家族に十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12 虐待の防止に向けた取り組み

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通り必要な措置を講じています。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及び職員に対する結果の周知
- ・虐待の防止のための指針を整備。
- ・従業者に対する虐待の防止のための研修実施

13 サービス内容に関する苦情

1 当センターお客様相談・苦情担当

担当窓口 苦情受付担当者 _____

② その他

当センター以外に、相談・苦情受付窓口等でも受け付けています。

東久留米市市役所窓口

健康福祉部介護福祉課 電話 042-470-7777(代表)

東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177

指定認知症対応型通所介護サービスの提供に当たり、お客様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

＜事業者＞	所在地	東久留米市下里4-2-50
	事業所名	老人デイサービスセンター パレ・フローラ
	指定番号	1374800280
	管理者名	寺田 緑 (印)
	説明者	寺田 緑 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型通所介護サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

＜お客様＞ 住 所
氏 名 (印)

＜お客様代理人＞ 住 所
氏 名 (印) (続柄)